

# China Tax Monthly (KPMG中国稅務月報)

2021年2月



# 「中華人民共和国輸出管理法」: 中国の輸出規制管理が新たな段階へ

2020年10月17日、第13期全国人民代表大会常務委員会第22回会議で、「中華人民共和国輸出管理法」(以下「輸出管理法」)が決議・可決され、2020年12月1日より正式に発効した。「輸出管理法」の正式公布は、中国の輸出管理法律法規における空白を埋め、中国の輸出規制管理体制をより法制化・体制化・国際化し、企業の輸出管理コンプライアンスに関するガイドラインを示すと共に、新たな課題も提示した。本稿では、「輸出管理法」の前回の草案更新を整理し、今回の「輸出管理法」の主な内容について分析し、企業に対する影響、及び対応策を検討する際のポイントを、以下の通り紹介する。

#### 「輸出管理法」の主な更新内容

2020年7月3日に公布された草案と比較すると、「輸出管理法」の主な更新内容は、下記の通りである。

#### 1. 国家安全と利益を確保し重要性を高める。

11 カ所の「国家安全」を「国家安全と利益」に変更し、関連条項において「国家安全と利益」の優先順位を高めさらに強調している。

#### 2. 関連技術情報などのデータを規制範囲に含める。

「規制アイテムにはアイテムに関連する技術情報などのデータが含まれる」という条項を増加・明確化し、今後、実際の管理における曖昧さ及び不確実性を解消し、管理上の抜け穴を埋めている。

#### 3. 輸出規制に係る内部コンプライアンス制度の確立を推奨する。

「内部コンプライアンス審査制度」を「内部コンプライアンス制度」に変更し、輸出業者が輸出規制に係る内部コンプライアンス制度を構築・整備するよう積極的に指導・推奨し、国際スタンダードと一致させる。

#### 4. 輸出規制リストの管理制度を整備する。

「規制リスト」の免除・削除を追加することで「規制リスト」を明確化し、管理の柔軟性を考慮しつつその精度を向上させ、輸出規制の長期的な体制の構築及び動的変化の調整の基礎を築く。

# 5. 法的責任を明確にし、輸出管理の重要性を高める。

「国家が輸出を禁止する規制アイテムを輸出する、または許可なしに規制アイテムを輸出する場合、法律に従って刑事責任を問われる」ことを明確 にし、中国が輸出規制をより重要視する姿勢を表している。

#### 「輸出管理法」の要点

「輸出管理法」は、複数回の改訂、パブリックコメントの募集及び全人代での審議を経て公布された法律であり、中国が国際スタンダードに合わせ、国際情勢に適応しようとしていることを表している。企業がとるべき対応を検討する際、以下の要点を十分に理解する必要がある。

#### 1. 管理要素

**規制アイテム**: 品目に関しては、主にデュアルユースアイテム、軍用品、核などが含まれる。媒体に関しては、貨物、技術、サービスなど(アイテムに係る技術情報などのデータを含む)が含まれる。規制範囲が広く、品目が多く、種類が揃っている。管理要素を企業の輸出経営の各プロセスまで具体化させ、死角や抜け穴を回避しようとしている。

規制対象者: 中国大陸の国民、法人及び非法人組織のみならず、国外の組織と個人も含まれる。輸出活動に係る国内外の関係者は共に管理下に置かれ、輸出規制を手掛かりに輸出プロセスにおけるすべての関係者活動のコンプライアンス遵守、合法性及び合理性を向上させる。

**規制活動:**中国国内から国外へ、及び国内外から外国組織と個人への規制アイテムの移転を規制し、規制アイテムのトランジット、トランシップ、 再輸出などの活動も管理下に置かれ、従来の「輸出」の概念を覆す。今後は引き続き、「輸出管理法」及び「技術輸出入管理条例」における技 術輸出規定の施行及び実務処理などの問題の明確化など、公布される関連措置に留意する。

#### 2. 管理方法

**規制リスト**: 中国は輸出規制アイテムに対してリスト管理を実施し、リストは2つのカテゴリーに分類されている。1つ目は中国輸出規制管理部門が公表する規制リストであり、2つ目は必要に応じて規制リスト外のアイテムに対して臨時規制を行うリストである。ただし、現時点では規制リストがまだ公表されていないか、または明確化されていないため、今後は規制リストと現行輸出管理制度におけるデュアルユースアイテム管理リスト、及び最近公布された信頼できないエンティティリスト管理などのリストとの継続性及び関連性に焦点をあてる必要がある。

許可制度:中国の輸出規制の中核は許可制度である。規制リストに対応し、輸出許可も 2 つのカテゴリーに分類される。1 つ目は輸出規制リストに掲載された規制アイテムの許可、2 つ目は臨時規制アイテムの許可である。これらに基づき、規制リストに掲載されたアイテムの免除及び削除の関連規定を明確化することにより、管理方法の柔軟性を反映し、今後の国際環境の変化に応じて法的支援を提供できるため、一定の先見性を示している。

#### 3. 管理要件

#### 規制目的の明確化

国家安全と利益の確保を優先し、重点的に強調する。輸出規制措置を乱用し、中国の国家安全と利益を損ねる国や地域に対し、中国は対等な措置を講じることができると明確にした。「輸出管理法」の公布は、複雑な内外部環境に直面している中国が、全体的国家安全観を貫徹し、国家安全と利益の統一かつ合法的な保障を強調し、将来実施可能な対等な措置の法的根拠を提供する。

#### 企業の自主的な管理の強調

業界の自律に対するガイダンスを基に、企業の輸出規制に係る内部コンプライアンス制度の整備を推奨する。このため、企業が国際スタンダードに沿った「企業の輸出規制に係る内部コンプライアンス管理」(Internal Compliance Program、以下「ICP」)を確立することを推奨する。現在、世界における多くの国の輸出規制法は、輸出企業が ICP を確立することを明確に規定している。これにより、企業は輸出アイテム、エンドユーザー、エンドユース、仕向国などの管理を強化する。また、今回の「輸出管理法」は、輸出規制 ICP を確立し、かつ適正に運営している企業を対象に、汎用許可を発給するなどの便宜措置を明確に規定している。なお、これは近年の中国信用管理要件に適応する重要な措置でもある。

#### 4.管理部門及び輸出業者

「輸出管理法」に基づき、管理部門及び輸出業者の両方について、それぞれの職責、法的責任などを下記の通りにまとめた。

# 管理部門の主な職責

「輸出管理法」は、中国の輸出規制の管理機関の枠組みについて規定したものの、一部の具体的な管理事項に対応する部門や手続きなどをまだ明確にしていない。管理部門別の主な職責については、以下の通り。

部門	主な職責			
国務院	独立して、または中央軍事委員会と共同して重要な輸出規制政策を承認する。 独立して、または中央軍事委員会と共同して臨時規制を承認する。 独立して、または中央軍事委員会と共同して輸出禁止アイテムを承認する。 中央軍事委員会と共同して重要な軍用品輸出の立案、重要な軍用品輸出プロジェクト、重要な軍用品輸出契約を承認する。			
中央軍事委員会	国務院と共同して重要な輸出規制政策を承認する。 国務院と共同して臨時規制を承認する。 国務院と共同して輸出禁止アイテムを承認する。 国務院と共同して重要な軍用品輸出の立案、重要な軍用品輸出プロジェクト、重要な軍用品輸出契約を承認する。			
中国輸出規制管理部門	リストに掲載された規制アイテムまたは臨時規制アイテムの輸出申請を受理し、独立して、または関連部門と共同して審査し、輸出許可証を発給する。 「輸出管理法」に違反した行為を処罰する。			
中国軍用品輸出規制管理部門	軍用品の輸出申請を受理し、独立して、または関連部門と共同して審査し、軍用品輸出許可証を発給する。			
中国デュアルユースアイテム 輸出規制管理部門	デュアルユースアイテムの輸出申請を受理し、独立して、または関連部門と共同して審査し、デュアルユースアイテムの輸出許可証を発給する。			

中国税関	規制アイテムの輸出通関申請を受理し、輸出規制許可証及び輸出アイテムを検査する。
	「輸出管理法」に違反した行為を処罰する。

### 輸出業者の法的責任

違法行為	処罰措置	違法な売上高	罰金	
関連規制アイテムの輸出 経営資格を取得せずに関	警告し、違法行為を停止するよう命じ、違法所得を没収する。	50万人民元以上	違法な売上高の5倍以上、10倍以下の 罰金を科す。	
連規制アイテムを輸出する。		なし、または 50 万人 民元以下	50万人民元以上、500万人民元以下 の罰金を科す。	
(1) 許可なしに輸出規制アイテムを輸出する。	違法行為を停止するよう 命じ、違法所得を没収す る。情状が重大な場合、 休業するよう命じ、最終 的に関連規制アイテムの 輸出経営資格を取り消 すこともありうる。	50万人民元以上	違法な売上高の5倍以上、10倍以下の 罰金を科す。	
(2) 輸出許可証で規定 された許可範囲を逸脱した 規制アイテムを輸出する。 (3) 輸出禁止の規制ア イテムを輸出する。		なし、または 50 万人 民元以下	50万人民元以上、500万人民元以下の罰金を科す。	
詐欺、賄賂などの不正手 段を通じて規制アイテムの	許可を取り消し、輸出許可証を剥奪し、違法所得を没収する。	20万人民元以上	違法な売上高の5倍以上、10倍以下の 罰金を科す。	
輸出許可証を取得する か、または規制アイテムの輸 出許可証の不正譲渡。		なし、または 20 万人 民元以下	20万人民元以上、200万人民元以下の罰金を科す。	
規制アイテムの輸出許可証の偽造、改ざん、売買。	違法所得を没収する。	5万人民元以上	違法な売上高の5倍以上、10倍以下の 罰金を科す。	
		なし、または 5 万人 民元以下	5万人民元以上、50万人民元以下の 罰金を科す。	
本法規定に違反して、管理対象リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーとの取引。	警告し、違法行為を停止するよう命じ、違法所得を没収する。情状が重大な場合、休業するよう命じ、最終的に関連規制アイテムの輸出経営資格を取り消すこともありうる。	50万人民元以上	違法な売上高の5倍以上、20倍以下の 罰金を科す。	
		なし、または 50 万人 民元以下	50万人民元以上、500万人民元以下 の罰金を科す。	
監督検査の拒否または妨害。	警告し、情状が重大な場合、休業するよう命じ、 最終的に関連規制アイテムの輸出経営資格を取 り消すこともありうる。		10万人民元以上、30万人民元以下の 罰金を科す	
本法規定に違反し、処罰された輸出業者。	処罰決定が発効した日から、中国輸出規制管理部門は5年間当該業者からの輸出許可申請を受理しないこともありうる。 直接責任を負う経営陣及びその他の直接責任者は、5年間関連輸出経営活動に従事することを禁じられる。輸出規制の違法行為により刑事罰を受けた場合、生涯、関連輸出経営活動に従事することを禁じられる。			

# 日系企業に対する提案

「輸出管理法」は、中国が国際情勢の変化に適応し、国際管理体制と統合するための一つのマイルストーンである。同法は、多くの輸出業者の輸出コンプライアンス業務に新たな要件を提示すると共に、新たなガイドラインを提供している。「輸出管理法」は従来の「輸出」概念の外延を拡張させたため、

企業の経営活動における貨物の越境移転、技術移転なども輸出と見なされる上、規制アイテムの最終仕向地及びエンドユーザーなども、中国の「輸出」管理の延長線上に置かれることに留意する。各企業においては、必要に応じて適時に下記対応をとられるよう推奨する。

- 「輸出管理法」と照らし合わせ、関連する輸出活動を整理し、輸出規制リスクアセスメントを実施し、存在可能なリスクポイントを特定し、抜け穴を確認し、事前に改善と最適化を行い、関連リスクを最小限に抑える。
- 輸出規制に係る内部コンプライアンス制度を確立・整備し、ICP 関連要件に従いコンプライアンス機構を設立または整備し、担当する専門家を配置し、一般的な輸出経営活動に対して効果的に監督する。特に多国籍企業の中国子会社は、中国の「輸出管理法」の要件と照らし合わせて、輸出規制コンプライアンス体制の「ローカライゼーション」を実現するよう推奨する。また、今後も当局が公布する ICP 関連書類に引き続き留意する。
- 「輸出管理法」に関しては、今後、実施細則及び関連政策が次々と公布される見込みのため、関連法規定を整備・フォローアップし、規制リストの制定や改訂、許可申請手続き、「みなし輸出」の正確な定義などの重要な課題を引き続きフォローアップする必要がある。

KPMG は、かねてから「輸出管理法」の立法の動向に注目しており、「輸出管理法」のパブリックコメント募集に積極的に参加し、企業に法律法規の解説などのサービスを提供しています。我々は、「輸出管理法」に係る関連政策及び細則の動向を引き続き注視し、専門的な意見や提案を提供していきます。

(MUFG BK 中国月報 2021年2月号に掲載)

# Contact us お問合せ先

KPMG 中国 税務パートナー 徐 潔(Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F

Tel: +86-21-2212-3678 E-mail: <u>jie.xu@kpmg.com</u>